

令和5年5月18日

各機関・団体の代表者 殿

静岡労働局労働基準部賃金室長

「業務改善助成金」の周知について（協力依頼）

平素、労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年の大幅な最低賃金引き上げや昨年来の物価高が続いておりますが、厚生労働省では事業場の生産性向上を図り、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図る中小企業・小規模事業者の皆さんを支援するため、「業務改善助成金」制度を用意させていただいております。

県内では、昨年度も多くの活用をいただきましたが、本年度においても引き続き、別添のリーフレットのとおり、助成金の申請を受け付けており、本年度もご活用いただきたく御案内申し上げます。

本助成金の詳しい内容につきましては、厚生労働省のホームページに記載させていただいておりますが、貴機関・団体におかれましては、広報紙（誌）・ホームページ等への掲載による幅広い周知について、御高配を賜りたくお願い申し上げます。

掲載に当たっては別添の掲載文例を参考にいただき、また、ホームページ等で広報いただく場合はリンク等で次のアドレスを御利用いただくと幸いです。

（ホームページ助成金掲載ページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html)

（業務改善助成金で検索願います）

《問い合わせ》業務改善助成金コールセンター 電話：0120-366-440

《申請先》静岡労働局雇用環境・均等室

<担当>

静岡労働局労働基準部賃金室 横山・太田

静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎3階

電話 054-254-6315

メール chinginshitsu-shizuokakyoku@mhlw.go.jp

## 掲載例

### 業務改善助成金のご案内

厚生労働省では、中小企業事業者の皆様が、生産性向上を図り、事業場内の最低賃金の引上げを支援するため、業務改善助成金を本年度も用意しております。詳しくはHP（「業務改善助成金」で検索）をご覧ください。



※業務改善助成金に対する問い合わせ

業務改善助成金コールセンター（電話：0120-366-440）

申請先は静岡労働局雇用環境・均等室

## 令和5年度業務改善助成金のご案内



※申請期限：令和6年1月31日  
（事業完了期限：令和6年2月28日）

### 業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）と静岡県最低賃金との差額が30円以内である中小企業事業者が、事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の  
引き上げ



設備投資等  
機械設備導入、コンサルティング、  
人材育成・教育訓練など

業務改善助成金  
を支給  
（最大600万円）

助成上限額 （万円（ ）内は30人未満事業場）

助成率 3/4（生産性要件満たせば4/5）

引き上げる 労働者数	引上げ額			
	30円	45円	60円	90円
1人	30(60)	45(80)	60(110)	90(170)
2~3人	50(90)	70(110)	90(160)	150(240)
4~6人	70(100)	100(140)	150(190)	270(290)
7人以上	100(120)	150(160)	230	450
10人以上（※）	120(130)	180	300	600

（※）10人以上はコロナの影響で売上高等が15%以上減少又は物価高騰等により利益率が3%ポイント以上低下した特例事業者のみ対象

### お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

**電話番号：0120-366-440**（受付時間 平日 8:30~17:15）

交付申請書等の提出先は静岡労働局 雇用環境・均等室です

# 掲載例

## 業務改善助成金の案内

厚生労働省では、中小企業事業者の皆様が、生産性向上を図り、事業場内の最低賃金の引上げを支援するため、業務改善助成金を本年度も用意しております。

詳しくは「業務改善助成金」で検索をご覧ください。

※業務改善助成金に対する問い合わせ

業務改善助成金コールセンター（電話：〇一二〇・三六六・四四〇）

申請先は静岡労働局雇用環境・均等室



## 令和5年度業務改善助成金のご案内



※申請期限：令和6年1月31日  
(事業完了期限：令和6年2月28日)

### 業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）と静岡県最低賃金との差額が30円以内である中小企業事業者が、事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



助成上限額（万円）（ ）内は30人未満事業場 助成率 3/4（生産性要件満たせば4/5）

引き上げる労働者数	引上げ額			
	30円	45円	60円	90円
1人	30(60)	45(80)	60(110)	90(170)
2~3人	50(90)	70(110)	90(160)	150(240)
4~6人	70(100)	100(140)	150(190)	270(290)
7人以上	100(120)	150(160)	230	450
10人以上(※)	120(130)	180	300	600

(※) 10人以上はコロナの影響で売上高等が15%以上減少又は物価高騰等により利益率が3%以下に低下した特別事業者のみ対象

### お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30~17:15）

交付申請書等の提出先は静岡労働局 雇用環境・均等室です